

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドラインについて

石岡市商工課

工場立地法における敷地外緑地等の取り扱いについては、茨城県企画部事業推進課が定めた「工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン」に基づき行っていましたが、工場立地法事務の市への権限移譲に伴い、市において新たにガイドラインを定め、取扱いを行うこととなりました。

つきましては、当市におけるガイドラインの概要を公表します。

当制度は平成24年4月20日から施行しますが、適用に当たっては、事前相談が条件となりますので、下記の連絡先まで必ずご相談ください。

1 現に設置されている工場（設置済み工場）とする。

（新規立地の場合は当制度の対象外であるが、その後の工場増設の際には利用可能）

2 以下の場合に限ること。

①生産施設の面積を増加させる場合。

②敷地内の有効活用により生産環境が向上する場合で、周辺地域の景観維持に大きく寄与する場合。

3 工場が立地する同一敷地内に未利用部分がないこと。

（未利用部分＝生産施設・緑地・環境施設・駐車場・倉庫等に利用されていない部分）

4 敷地外の範囲は、石岡市内とする。

5 敷地内と敷地外を合わせた緑地等が、必要な面積を満たすこと。

$$\text{緑地率等} = \frac{\text{工場敷地内の緑地等面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}{\text{工場敷地面積} + \text{敷地外緑地等の敷地面積}}$$

6 敷地外緑地の所有形態は、自己所有、借地、公有地のいずれでもよいこと。

7 敷地外緑地は、工場立地法で定義される緑地と同様の維持管理を行うこと。

（お問い合わせ・ご相談）

石岡市経済部商工課

電話 0299-23-1111（内線483・485）